

令和 8 年度糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者及び実施方法の変更について

1. 糖尿病性腎症重症化予防事業の概要

目的：特定健診の血糖検査において受診勧奨値以上かつ未治療の人については適切な医療につなげる。また、受診につながっている人で尿検査(±)以上の人はかかりつけ医と連携のもと、専門職による継続的な生活習慣改善サポート（保健指導）を行い、人工透析導入の予防、透析移行の遅延を図る取り組みを行う。

位置づけ：第 3 期データヘルス計画

(1) データヘルス計画の全体像：重篤な生活習慣病リスクのある者の減少
糖尿病性腎症・CKD 重症化予防事業

対象：①当該年度特定健診で糖代謝検査において受診勧奨値（HbA1c 6.5%）以上かつ未治療の人

②前年度特定健診において糖代謝検査が受診勧奨値（HbA1c 6.5%）以上または糖尿病治療中で、尿蛋白（±）以上の人

実施内容：対象①の者に対し、通知による医療機関への受診勧奨を行い、初回介入として電話等による受診確認と保健指導の実施、初回介入 6 か月後に電話等による受診状況と検査値改善状況を確認し効果検証を実施する。

対象②の者に対し、かかりつけ医と連携のもとに、専門職による 6 か月間の生活習慣改善サポートを行い、生活習慣・検査数値の改善状況について効果検証を実施する。

2. 変更点

①対象者の変更

これまで優先度の高い人から実施するために、市独自の基準も設けて対象を抽出していたが、糖尿病治療を自己中断し放置している人への受診勧奨や腎機能検査（eGFR）が低下している人への保健指導ができていなかったため、以下のとおり対象を拡大する。

※「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和 7 年度改訂）」の推奨する抽出基準を参考に変更する。

- ・糖尿病治療放置者への受診勧奨
- ・腎機能検査（eGFR）の低下している人への保健指導

（表 1）対象者見込み数

【変更前】	【変更後】
受診勧奨対象者 90 人	受診勧奨対象者 145 人
保健指導対象者 87 人	保健指導対象者（受診勧奨含む）170 人

※「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和 7 年度改訂）」の推奨する抽出基準に合わせて、変更しています。

②実施方法の変更

これまでは 6 か月間の保健指導としていたが、参加のハードルを下げることにより参加率が向上するよう、支援期間を 3 か月間に変更する。

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業 令和8年度当初予算

国保特別会計 4款2項1目01 データヘルス事業に要する経費

10節 消耗品費 返信用封筒(100枚) 1千円

11節 役務費 通信運搬費 18千円

12節 委託料 3,739千円(単価契約)

R7年度継続分 159千円

R8年度完了分 3,580千円

※受診勧奨・保健指導の対象者の増加に伴い、委託料が増加しています。